

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令について（概要）

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとする。

- ・ *Aspergillus niger* の遺伝子組換え体が産生するフィターゼ（以下「フィターゼ（その2の（5）」という。）について、省令別表第1の1の（2）に豚、鶏及びうずらを対象とする飼料以外に用いてはならない旨及び省令別表第1の1の（5）にフィターゼ（その2の（5））を含む飼料は対象家畜等を表示しなければならない旨規定するとともに、省令別表第2の8に製造の方法等の基準及び成分の規格を設定する。

3 施行期日

公布の日